



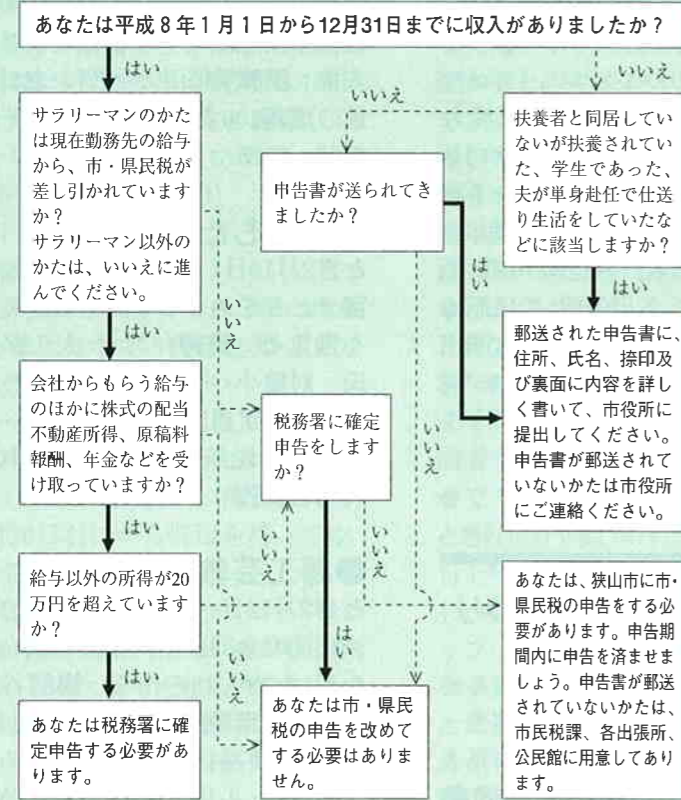
GUIDE

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。読み方は左上から右下に流れています。問い合わせや申し込みなどは➡の記号で表示します。市役所の代表電話番号は☎0429-53-1111です。

2月17日(月)～3月17日(月)は 市・県民税と所得税の申告期間

別表1

私は市・県民税を申告をする必要があるのかな？



※平成9年1月1日現在、狭山市以外の市町村に住んでいたかたは、その市町村に申告してください

市・県民税.....
◆市・県民税の申告は、市役所、各公民館で
申告が必要なか平成9年1月1日現在で市内に在住し、次のいずれかに該当するか(確定申告をするかたは不要です。別表1を参照)▶営業、農業、その他の事業、不動産(地代、家賃)、配当、年金などの所得がある▶勤務

先から市に給与支払報告書が出されていない(パート、アルバイトなども含む)▶平成8年中に退職し、再就職していない▶給与所得者で給与以外の所得がある▶市内に家屋敷や事務所、事業所があり、市外に住所がある
申告書の提出申告が必要と思われるかたへ申告書を郵送します。同封のかたへ申告書の引き、書き方を参考に

PHOTO NEWS

●お年寄りや障害者の「足」増える
狭山・人間遊技業組合(会長斎藤良一氏)から「カーボランティア」のための「ふれあい号」(乗用車・ニッサンサニー1500cc1台)が12月25日(木)、狭山市社会福祉協議会(会長村上昇



氏)に寄贈されました。これまで、主にボランティア自身の乗用車を使用して、お年寄りや障害者の送迎をしているカーボランティアにとって、大変うれしいプレゼントとなりました。また、お年寄りや障害のあるかたにとっても、この寄附は明るい話題となりました。「ふれあい号」の活躍が楽しみです。

市・県民税申告受付日程

とき	会場
2月17日(月)	市役所(6階)
2月18日(火)	市役所(6階)
2月19日(水)	市役所(6階)
2月20日(木)	市役所(6階)
2月21日(金)	狭山台公民館
2月24日(月)	市役所(6階)
2月25日(火)	堀兼公民館
2月26日(水)	広瀬公民館
2月27日(木)	水富公民館
2月28日(金)	奥富公民館
3月3日(月)	市役所(6階)
3月4日(火)	入間公民館
3月5日(水)	入間公民館
3月6日(木)	水野公民館
3月7日(金)	柏原公民館
3月10日(月)	市役所(6階)
3月11日(火)	市役所(6階)
3月12日(水)	市役所(6階)
3月13日(木)	市役所(6階)
3月14日(金)	市役所(6階)
3月17日(月)	市役所(6階)

※時間はいずれも9:00～16:00。住民税、主な所得税の申告用紙は各出張所、公民館、市民税課窓口にあります。なお、還付申告は上記日程以外でも、すでに所沢税務署で受け付けています。(土・日・祝日は除く)

お書きください。また、申告書が郵送されなかったかたでも申告が必要と思われるかたは、各出張所、公民館、市民税課に用意してありますのでご利用ください。なお、申告書は上記の会場へ提出するか、3月17日(月)までに市民税課に郵送してください
➡市民税課(〒350-13 入間川1-23-5)へ内線109-111

所得税.....

◆所得税の確定申告
青色申告、営業所得、譲渡所得の申告、住宅取得等特別控除、退職所得の特別減税による還付申告は、市役所では受け付けできませんので、所沢税務署をご利用ください。
申告が必要なか▶営業、農業、その他の事業、不動産(地代、家賃)、配当、年金、譲渡などの所得が所得控除(基礎・配偶者・扶養控除など)の合計額を超えている▶給与所得者で次のいずれかに該当するか①給与の年収が2千万円を超える②2か所以上から給与を受けている③給与所得以外の所得が20万円を超えている
申告に必要なもの▶昨年中の収入がわかるもの(源泉徴収票、給与明細表など)▶必要経費がわかるもの▶昨年中に支払った社会保険料、生命・損害保険料の掛金などがわかるもの。このほか所得控除に必要な書類(障害者手帳など)▶配偶者の所得がわかる書類▶認印 ➡所沢税務署へ☎93-9111

◆申告することで所得税が還付されるかた

給与所得者で確定申告が必要ないかたでも、次のいずれかに該当するかたは申告することで、源泉徴収された所得税が還付になる場合があります。申告の受け付けは、すでに所沢税務署で行われています。
▶融資を受け住居を取得、または増改築した▶10万円(所得の合計額が200万円未満のかたはその5%)を超える医療費を支払った▶年の途中で退職し、再就職していないなど

郵送受け付け.....

◆申告書の提出は手軽に郵送で
確定申告中の税務署はご存じのとおり大変混雑します。確定申告書は自分で計算・作成し、郵送によりご提出いただいても差し支えありませんので「郵送による提出」をお勧めします
郵送にあたってのお願い▶確定申告の控えに税務署の受付印が必要なかたは、提出する申告書のほか、申告書の控え、切手をはった返信用封筒を

同封してください。なお、返信用封筒には、住所・氏名を忘れずに記載してください。



還付申告無料納税相談.....

◆税理士の還付申告無料納税相談
税理士事務所において、年金、給与所得者で医療費控除を受けようとするかた、年の途中で退職または就職されたかたがたのうち、小額な還付申告相談および申告書の作成を無料で行いますので、税理士事務所または下記事務局へ事前に電話連絡のうえ、お出かけください。 ※事前連絡の受付時間は、9:30～16:00です(とき2月1日～2月15日(土・日・祭日を除く)) ➡関東信越税理士会所沢支部事務局へ☎93-0822

消費者ホット情報

クレジットカード契約社会

今や成人1人平均3枚以上のクレジットカードを持つという、カード時代。「誰にも会わずにカードが持っている、お金が借りられる」をキャッチフレーズにした大手の消費者金融会社が設置する自動契約機がブームになっています。クレジットカード(消費者信用)は、商品・サービスを購入する際の支払いと信用でお金を借りるサラ金を含む消費者金融に大別されますが、どちらにしても借金することには違いありません。ちなみに94年度のクレジットカード利用額は約71兆円と、国の一般会計予算にも相当するほどです。
一方、こうしたなかでのクレジットカードに関する苦情相談事例が多く見受けられます。会社の倒産やリストラで失業し収入が減り、一時的な借金のつもりが次から次へと多数のカード会社から借金してしまい、返済できなくなり気が付けば多重債務者になってしまったという例もあります。
クレジット契約の際には貸手会社は個人信用情報機関を通じて、延滞などの事故情報やすでにどの位の借金をしているかなどの照会して与信を調べ、不良債権の発生を防止しているところもあり、信販会社や消費者金融会社は過剰融資が問題となっており、「貸手責任」が問われています。カードの利用は支払える限度額と認識し、返済計画を立てて利用すること、また借金を返すための借金はしないよう心掛けましょう。
相談・問い合わせに関する情報は、消費生活センターへ☎54-7799